



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社トランスジェニック
代表者名 代表取締役社長 山 村 研 一
(コード番号 2342 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 福 永 健 司
(電話番号 078-306-0590)

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社トランスジェニック（代表取締役社長：山村研一、熊本県熊本市）は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の第 12 期定時株主総会で、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法第 329 条第 2 項の定めに基づき選任する補欠監査役の予選の有効期間を延長させるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明文化するため、現行定款第 26 条について、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 22 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日

平成 22 年 6 月 23 日

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>③ <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>